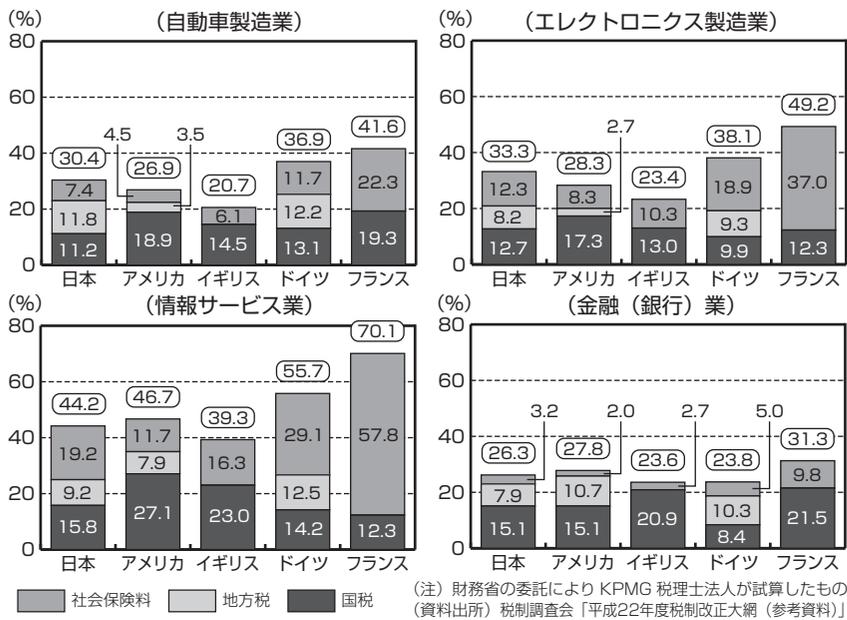


(図表4) 法人所得課税及び社会保険料の法人負担の国際比較



(注) 財務省の委託により KPMG 税理士法人が試算したものの (資料出所) 税制調査会「平成22年度税制改正大綱(参考資料)」

「そして、ヨーロッパ諸国との比較について言え、ヨーロッパ諸国の企業の社会保険料負担率は日本の企業に比べて高く、税と社会保険料を合算して見ると、日本の企業の負担率はヨーロッパの企業よりも低い」という現実がある(図表4)。

要は、法人減税の必要性を説く二つの理由は根拠を欠く、ということである。

次に、日本企業の国際競争力の強化に資する二つの理由についてである。

そもそも、日本企業の国際競争力をさらに強化する必要があるのか、日本はドイツと並んで先進国中一、二を争う経常収支黒字国ではないかと、支那やインドなど新興国で先行している。1500兆円に上高は1500兆円ほどである。1500兆円に

対して3兆円、それだけ値下げしてどの程度国際競争力が強化されるのか。ほとんど効かないと見るのが正解であろう。

二つは、企業が減税で浮いた資金を研究開発投資や設備投資に振り向ける、その分国際競争力が強くなる、という道である。しかし、近年の状況を見ると、企業の設備投資の額は減価償却の範囲に収まっている。超過した減価償却費や内部留保は、剰余金として運用等に回されている。減税で内部留保が増えても、それは剰余金として運用に回される、と見るべきであろう。

要は、法人税減税をして日本企業の国際競争力の強化にはほとんどつながらない、二つの理由も理由にならない、ということである。

最後に、対日投資の増加に資する三つの理由についてである。

これも、現実の企業行動を考えると説得力のある理由とは言えない。そもそも、日本企業の対外投資について見ても、投資先で需要の増加が見込めるから、あるいは、賃金が安いなどコストを安くできるから理由が大勢を占める。要は、企業にとっては、投資によっていくらか稼げるかが問題なのである。稼げるの内からいくらか税金で取られるかは、二の次、三の次の問題である。外国企業の投資を呼び込めるなど期待するのは愚、というべきであろう。

財源をどこに求めるか

2010年度予算の国の一般会計だけを取り上げても、税収が37兆円で歳出が92兆円である。新規国債の発行額が44兆円と、歳出の半分を借金で

「陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない」と定めた平和憲法を持つ日本として、積極的に軍備縮小を行うべきではないか。軍事費が要らなくなると、歳出の半分を借金で

さすれば10兆円以上の税収増が見込めるということである。

景気を本格的に回復させるためには、家計消費を中心とした国内需要の

は、関連労働者の消費支出を増やそうという道を通じて、あと一つは、多くの人々の社会保障制度への不安・不信を軽減させて貯蓄から消費へと、お金の使い途を変えるという道を通じて。

建や社会保障制度拡充に必要な資金を捻出できると思えないからである。また、日本の国民負担率がおよそ40%と、ヨーロッパ諸国の50%・60%に比べて低いこと(図表6)から考えても国民の負担増は必要と思われる。ただし、ここでも、国民の負担増を求めるに当たっては、まずは、「負担能力に合った負担」という税の原則に立って、負担能力に余力のあるところに負担を求めるべきであろう。

その第一は、株式配当と株式売買益を得ている人であり、証券投資優遇税制(税率10%)は早急に廃止すべきであろう。大半の欧米諸国と同じく、勤労所得等と合算しての総合課税とすべきである。

第二は、高額所得者である。所得税・住民税の最高税率は、1986年以前の88%から65%へ(1992年以降)、さらには、50%へ(現行)と引き下げられてきた。せめて65%程度へは戻すべきであろう。

証券・所得・法人に適正課税を

負担原則に応じた税制が必要

増やしている。財政を巡る状況はきわめて厳しい。新たに必要となる社会保障などの財源をどこに求めるべきであろうか。

順序立てて考えていくと、まず最初に必要なのは、官房機密費や政党助成金なども見直し、削減を図るべきである。

次に、家計消費の増加を

増やそうという道を通じて、あと一つは、多くの人々の社会保障制度への不安・不信を軽減させて貯蓄から消費へと、お金の使い途を変えるという道を通じて。

建や社会保障制度拡充に必要な資金を捻出できると思えないからである。また、日本の国民負担率がおよそ40%と、ヨーロッパ諸国の50%・60%に比べて低いこと(図表6)から考えても国民の負担増は必要と思われる。ただし、ここでも、国民の負担増を求めるに当たっては、まずは、「負担能力に合った負担」という税の原則に立って、負担能力に余力のあるところに負担を求めるべきであろう。

その第一は、株式配当と株式売買益を得ている人であり、証券投資優遇税制(税率10%)は早急に廃止すべきであろう。大半の欧米諸国と同じく、勤労所得等と合算しての総合課税とすべきである。

第二は、高額所得者である。所得税・住民税の最高税率は、1986年以前の88%から65%へ(1992年以降)、さらには、50%へ(現行)と引き下げられてきた。せめて65%程度へは戻すべきであろう。

軍事費のムダ

事業仕分け等でムダの抽出は行ってきただけで、今後とも行う予定である、と政府は答えるかもしれない。しかし、なお大きなムダが残されている。およそ4兆8000億円の軍事費がそれである。

増やそうという道を通じて、あと一つは、多くの人々の社会保障制度への不安・不信を軽減させて貯蓄から消費へと、お金の使い途を変えるという道を通じて。

建や社会保障制度拡充に必要な資金を捻出できると思えないからである。また、日本の国民負担率がおよそ40%と、ヨーロッパ諸国の50%・60%に比べて低いこと(図表6)から考えても国民の負担増は必要と思われる。ただし、ここでも、国民の負担増を求めるに当たっては、まずは、「負担能力に合った負担」という税の原則に立って、負担能力に余力のあるところに負担を求めるべきであろう。

その第一は、株式配当と株式売買益を得ている人であり、証券投資優遇税制(税率10%)は早急に廃止すべきであろう。大半の欧米諸国と同じく、勤労所得等と合算しての総合課税とすべきである。

第二は、高額所得者である。所得税・住民税の最高税率は、1986年以前の88%から65%へ(1992年以降)、さらには、50%へ(現行)と引き下げられてきた。せめて65%程度へは戻すべきであろう。

家計消費の増加を

次に、家計消費の増加を

増やそうという道を通じて、あと一つは、多くの人々の社会保障制度への不安・不信を軽減させて貯蓄から消費へと、お金の使い途を変えるという道を通じて。

建や社会保障制度拡充に必要な資金を捻出できると思えないからである。また、日本の国民負担率がおよそ40%と、ヨーロッパ諸国の50%・60%に比べて低いこと(図表6)から考えても国民の負担増は必要と思われる。ただし、ここでも、国民の負担増を求めるに当たっては、まずは、「負担能力に合った負担」という税の原則に立って、負担能力に余力のあるところに負担を求めるべきであろう。

その第一は、株式配当と株式売買益を得ている人であり、証券投資優遇税制(税率10%)は早急に廃止すべきであろう。大半の欧米諸国と同じく、勤労所得等と合算しての総合課税とすべきである。

第二は、高額所得者である。所得税・住民税の最高税率は、1986年以前の88%から65%へ(1992年以降)、さらには、50%へ(現行)と引き下げられてきた。せめて65%程度へは戻すべきであろう。

国民負担の順序

第三に、次の段階として、いよいよ国民の負担増を求める必要がある。増やそうという道を通じて、あと一つは、多くの人々の社会保障制度への不安・不信を軽減させて貯蓄から消費へと、お金の使い途を変えるという道を通じて。

建や社会保障制度拡充に必要な資金を捻出できると思えないからである。また、日本の国民負担率がおよそ40%と、ヨーロッパ諸国の50%・60%に比べて低いこと(図表6)から考えても国民の負担増は必要と思われる。ただし、ここでも、国民の負担増を求めるに当たっては、まずは、「負担能力に合った負担」という税の原則に立って、負担能力に余力のあるところに負担を求めるべきであろう。

その第一は、株式配当と株式売買益を得ている人であり、証券投資優遇税制(税率10%)は早急に廃止すべきであろう。大半の欧米諸国と同じく、勤労所得等と合算しての総合課税とすべきである。

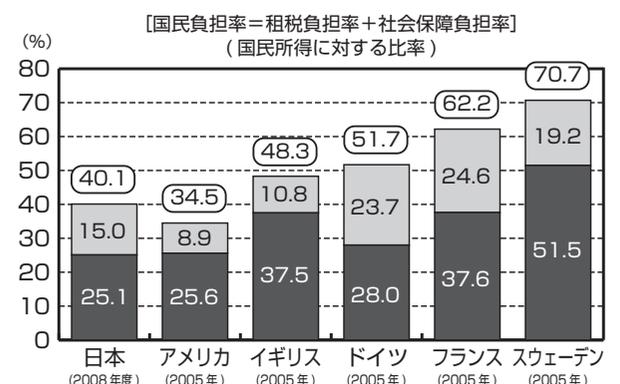
第二は、高額所得者である。所得税・住民税の最高税率は、1986年以前の88%から65%へ(1992年以降)、さらには、50%へ(現行)と引き下げられてきた。せめて65%程度へは戻すべきであろう。

(図表5) 日本は世界一の資金余剰国であり、政府はまだ借金ができる

主要国の国内余剰(▲は不足)の状況	金額(億円)	年
日本	266兆2,230	09年末
中国	167兆7,333	09年末
ドイツ	118兆8,596	09年末
香港	68兆4,703	09年末
スイス	63兆1,132	09年末
ロシア	23兆564	08年末
カナダ	▲10兆4,958	09年末
英国	▲27兆2,261	09年末
イタリア	▲38兆6,898	09年末
フランス	▲46兆9,985	08年末
アメリカ	▲314兆8,299	08年末

(注)日本以外は、年末の為替相場で円換算 (資料出所)財務省

(図表6) 国民負担率の国際比較



(注)日本は2008年度見直し。諸外国は2005年実績。(資料出所)財務省ホームページ

消費増税を主張する論

「負担能力に合った負担」という税の原則に立って、負担能力に余力のあるところに負担を求めるべきであろう。

その第一は、株式配当と株式売買益を得ている人であり、証券投資優遇税制(税率10%)は早急に廃止すべきであろう。大半の欧米諸国と同じく、勤労所得等と合算しての総合課税とすべきである。

第二は、高額所得者である。所得税・住民税の最高税率は、1986年以前の88%から65%へ(1992年以降)、さらには、50%へ(現行)と引き下げられてきた。せめて65%程度へは戻すべきであろう。